

# 京・大坂におけるキリシタン禁教政策について

畑 中 みゆき

## 目次

はじめに

### 一 全国的な動向

- 1 禁教の発端と殉教
- 2 禁教諸制度の創始と鎖国
- 3 宗門改体制の確立
- 4 小括

### 二 慶長・元和期の京・大坂

- 1 大久保上洛と迫害
- 2 大坂の陣とキリシタン
- 3 元和五年の殉教
- 4 褒賞制

### 三 寛永期

- 1 第一期（寛永十年まで）
- 2 第二期（寛永十一、二年）

### 3 第三期（寛永十六年以降）

むすび

#### はじめに

日本史においてキリシタンの問題を扱うというと、何かしら特殊な分野であるかのような印象がある。

南蛮趣味や異国情緒を追う時代は過ぎ去ったと思われるが、今日の日本キリシタン史はグローバルな視野を喧伝する余り、その成果を日本史全体の中に位置付けるといふ、極めて基本的な作業を等閑にはしていないだろうか。

日本に伝来したキリスト教が異常な勢いで普及したのは何故か、豊臣・徳川封建権力に抵触するものは何か、日本の民衆は果たしてキリスト教を理解し、受容していたのだろうか。これらの問いは、私たちの前に依然としてあり、首肯できる答えは未だ提示されていない。

私は、日本史の中のキリシタンを考えることによつて、日本人の精神的営為や日本史の本質的な構造に、少しでも迫りたいと思う。

キリシタン史は、あくまで自国史構築の一方法である。キリシタンは *Christian* ではなく、「吉利支丹」であり、「切支丹」なのである。

勿論、大航海時代という世界的状況を意識しなくてはならないが、日本史とキリシタンの関係突き詰めるという立場を忘れたくない。

以上のような研究視角で、近世初期の京・大坂におけるキリシタン禁教政策を検討してゆこう。

仏教伝来の頃と違って、キリスト教という外来宗教を峻拒することによつて、近世国家はその枠組みを自ら設定し始めたと言えないだろうか。キリシタン禁教の過程と近世国家形成過程を重ね合わせて考えてみたい。

禁教政策とは、信者を迫害・抹殺することのみ終始したわけではない。寺請制を生み、宗門改制度を導いて、民衆支配を強化することになった。宗教統制の外観を呈しながら、結果的には巧妙な手段の支配政策となり、反幕府勢力を封じ込んだ。

近世初期においてキリシタンは、神儒仏教との宗教的、哲學的対決に敗北したのではなく、政治的に葬り去られようとした。むしろ政治的、国家的圧殺の後に、神儒仏のキリシタ

ン排撃が始まると言つてよいだろう。

キリシタン禁教の歴史は、東北、西国諸藩中心に個別研究が進み、各々全国的状況を踏まえて、特色を打ち出している。ところが、キリシタンが多く、布教も盛んであった上方の実態は、あまり詳らかでない。

幕藩制確立期の京・大坂は、江戸に対峙する都市であった。故に、当地域では、キリシタン取締りに関しても、ある程度の先進性や徹底性を指摘し得るのではないかと予測されるのである。

本稿では、まず、禁教政策の全国的動向を概観し、更に京・大坂地域での展開を追つて、これまで明瞭でなかった、京・大坂キリシタンの終末を少しでも具現してみたいと思う。

## 一 全国的な動向

### 1 禁教の発端と殉教

徳川幕府が初めてキリシタン禁教の意を表わす契機となつたのは、岡本大八事件である。

慶長十七年（一六二二）三月、本多正純と力岡本大八と肥前日野江城主有馬晴信の間に贈収賄事件が生じた。岡本大八が晴信に旧領還付の斡旋をもちかけ、金品を騙し取つたのである。これは与力と西国大名が知行問題を云々するという、幕藩制の根幹に触れる、許されざる大事であった。更に、晴信

が長崎奉行暗殺を企てたことが露頭して、大八は火刑、晴信は流罪の後、切腹となる。

兩名ともキリシタンであったが、取り調べが進むうち、駿府の家康の周囲にもキリシタンの旗本や侍女がいることが判明し、禁教へと発展した。

(慶長十七年三月)

十二日 此比ばてれん宗に日本人成事堅被禁、小笠原権

之丞、榊原加兵衛、原主水、此外五三輩被改易、至自今以後は、十人組に諸奉公人をなして、若其中の者於成彼派は、則可申出との者也。

駿府旗本衆を対象に十人組を編成し、組中の相互監視の下に、信者の探索を命じている。

また、「駿府記」は岡本大八火刑の記事に続いて、

召板倉伊賀守、南蛮記利志旦之法、天下可停止之旨被仰出、於京都彼宗之寺院可破却云々、是夷狄之邪法、而乱弘法之正理故也、

京都所司代板倉勝重に教会堂破壊を命じて、キリシタンを邪教であると記している。

この家康のキリシタン禁教の意向は、全国的禁令と意識されて、秋田藩の「梅津政景日記」にも「国々御法度」と伝えられている。

同十七年(一六一二)八月には、キリシタン禁止の初の成文法令が出された。

翌慶長十八年(一六一三)、金地院崇伝起草のいわゆる「伴

天連追放文」が世に出るが、これは、崇伝が家康に急拠命ぜられて、徹夜で作成したものとされる。秀忠の名を以て布告された同文は、爾来幕府キリシタン禁教政策の祖法となる。それは、日本は神仏一致の国体であるから、邪法であるキリシタンは退けねばならないと言い、紛れもなく秀吉政権神国思想の継承、発展である。必然的に、家康も秀吉同様、自己神格化を望み、東照大権現となつてゆく。

崇伝の「伴天連追放文」は、京都所司代板倉勝重の息子重宗によつて、京都へも持参されたが、同時に、筆頭年寄大久保忠隣が京坂キリシタン掃蕩の総奉行として入京する。

(慶長十八年三月)

十九日 伴天連門徒為可有御追払、大久保相摸守于

京都可被遣之旨被仰出云々、

この京坂の弾圧の際に寺請の創始がみられるが、忠隣上洛については、後に詳述することにした。

慶長十九年(一六一四)十月、幕府は高山右近、内藤如庵らと宣教師、信者九十五人をマカオ、マニラに追放した。

一連のキリシタン禁教政策は、大坂の陣への布石として、反幕府勢力とキリシタンとの結託を断ち切る意味を有するものであろう。

大坂の陣の後、家康が死に、江戸、駿府二元政治は終息して、秀忠の下再びキリシタン迫害が展開される。

元和二年(一六一六)八月、秀忠はヨーロッパ船の長崎、平戸二港集中令を出す。この貿易制限令の中でも、キリシタン

禁制を説き、それを「相国様」の「仰出」としている。

秀忠は禁教を強化し、各地で信者の処刑を行なった。元和五年（一六一九）には京都七条河原で信者五十二人が火刑となり、同八年（一六三二）八月、長崎で宣教師と信者五十五人が処刑され、元和の大殉教と後世呼ばれている。

## 2 禁教諸制度の創始と鎖国

姉崎正治は、「キリシタン宗門禁断は、幕府の重要政策となり、爾後二三十年の間に、大体に於て宗門根絶の功を奏した。寛永末年以後はつまり宗門残徒剿滅の歴史」と説明した。宗門が根絶されたとは断言できないが、寛永期はキリシタン禁教のための諸制度が成立する重要な時期である。

絵踏は、寛永五年（一六二八）頃長崎で始められ、同十二年（一六三五）には、全国的に寺請が実施されるに至る。

また、寺請制度と並んで、信者発見に効果があつたと思われるものに、訴人褒賞制が挙げられよう。元和四年（一六一八）、長崎で行なわれた信者密告の奨励は、島原・天草の乱を機に寛永十五年（一六三八）公儀褒賞制となる。訴人褒賞令は高札に記され、幕末に及んだ。これが、民衆相互の監視状態を生んだことは想像に難くない。

寛永十年（一六三三）二月、家光は十七カ条の寛を以て、奉書船以外の海外渡航と外国に定住した邦人の帰国を禁止し、キリシタン禁教の強化を宣言した。一連の鎖国令の第一弾で

ある。

以後、鎖国令は寛永十一年（一六三四）、十二、十三年と毎年のように発令され、更に寛永十四年（一六三七）の島原・天草の乱の体験により、キリシタン邪宗門観をますます強めて、同十六年（一六三九）ポルトガル船の来航を禁じ、鎖国は完成する。

鎖国体制をキリシタン禁教の面から言えば、外国人宣教師の入国潜伏が至難となつて、信仰は危機に瀕したことが挙げられよう。幕府は旧教国との断交によつて、キリシタンを国家的規模で拒絶する姿勢を打ち出した。

以上観てきた寛永期を小括すれば、島原・天草の乱以前からキリシタン詮索の諸制度は登場していたのであつて、乱は禁制強化の口実ともなる事件ではあつた。乱の結果、寺請状を出すことになつた等という認識は、早く克服されねばならない。

## 3 宗門改体制の確立

寛文三年（一六六三）、武家諸法度にキリシタン禁制の条項が加えられる。以後の禁教政策を概観すると、諸制度の緻密化、徹底化が看取されよう。

まず幕府職制から言えば、島原・天草の乱後、キリシタン禁制は大目付井上政重が担当し、万治元年（一六五八）まで辣腕をふるつた。井上引退後は、大目付北条氏長、作事奉行保

田宗雪が宗門改役を命じられる。以降幕府宗門改役は、大目付と作事奉行から各一名が兼任することになり、二名の構成で幕末に至った。

また、寛文四年（一六六四）には、代官、諸大名に宗門改専任の役人を設置するように命じている。<sup>⑧</sup>

一連の宗門改制度は、宗盲人別帳作成の布達を以て完成されたと言えよう。寛文十一年（一六七一）十月、勘定頭徳山重政、杉浦正綱、松浦信貞の連名で、

#### 宗門改之儀ニ付御代官並達

其方御代官所耶蘇宗門改之儀被入御念候由ニ候得共、弥無油断可被申付候、向後ハ百姓一軒ツ、人別帳<sup>五</sup>記<sup>レ</sup>之、一村切ニ男女之人數寄を致シ、又一郡切ニ成共、国切ニ成とも、都合をしめ、自今以後無懈怠被申付、帳を作、手前ニ被差置、此方<sup>五</sup>ハ、当年之通り一紙手形可被差上候、（以下略）<sup>⑨</sup>

と、家並の宗盲人別帳の作成を命じている。これは直轄領宛てであるが、全国的に諸藩にも及ばされていた。

宗盲人別帳は、寛永十一年（一六三四）頃から作られているが、寛文期には、その作成が法令として義務付けられた。それが勘定頭の発令であることは、宗盲人別帳が宗教統制のみならず、租税賦課の基礎台帳として意味付けられていることと表われであろう。

宗門改制度はキリシタン禁教政策の所産であるが、その確

立には当然寺檀制度や本末制の成立が必要である。キリシタンは徹底弾圧、他方仏教は懐柔しながら支配の傘下に入れ、両者を操りながら、幕府は人民支配を貫徹したのであった。

貞享四年（一六八七）六月には、キリシタン類族についての規定<sup>⑩</sup>が出され、キリシタン本人のみならず、その配偶者、子孫まで幕府の掌握、管理するところとなる。

更に、キリシタン類族について、死亡・出産・縁付・住所替・欠落・出家・名跡名替・離別等の際の届出を命じたのは、元禄八年（一六九五）のことである。幕府は類族の一生を監視、監督した。

#### 4 小括

幕府法令を中心に、徳川政権のキリシタン禁教政策を概括してみた。

キリシタンと同じく弾圧を受けた日蓮宗不受不施派は、「国土の本質は仏国であり、現実の封建領主は国土の本質的所有者ではないという」「反権力的性格<sup>⑪</sup>」を有すると言われる。キリシタンも、秀吉神国思想との対立以来、神儒仏三教一致の日本にとつて、邪教であると観念されてきた。

が、徳川幕府のキリシタン禁教は、そういった思想的対立以上に、政治的色彩が濃い。前述したように、幕府は禁教によつて、鎖国によつて、国内統治を強化し、近世国家として滑り出したように考えられるのである。

註

- ① 「当代記」『史籍雜纂』二、179頁
- ② 「駿府記」『史籍雜纂』二、231頁
- ③ 「梅津政景日記」一『大日本古記録』、27～28頁
- ④ 「御当家令条」373号『近世法制史料叢書』二、206～207頁
- ⑤ 『大日本史料』第十二編之一三、190頁
- ⑥ 「駿府記」『史籍雜纂』二、249頁
- ⑦ 「御当家令条」219号『近世法制史料叢書』二、110頁
- ⑧ 姉崎正治『切支丹宗門の迫害と潜伏』、2頁
- ⑨ 蘆田伊人「切支丹改め」開始年代を確定する一史料、『歴史地理』65—2、79頁
- ⑩ 『徳川禁令考』前集第六、三三三号、375～376頁
- ⑪ 『正宝事録』第一卷、362号、120～121頁
- ⑫ 『徳川禁令考』前集第三、一三三号、279頁
- ⑬ 『徳川禁令考』前集第三、一三三号、273頁
- ⑭ 藤井学「江戸幕府の宗教統制」、旧岩波講座『日本歴史』近世<sup>3</sup>、137頁

二 慶長・元和期の京・大坂

1 大久保上洛と迫害

先に述べたように、幕府は慶長十八年十二月（二六一四）、  
「伴天連追放文」発令と共に、年寄大久保忠隣を京坂キリシ  
タン掃蕩の総奉行に任命し、上洛を命じる。これが、京・大

坂キリシタン迫害の始まりであった。忠隣は「依事之体九  
州長崎まで可罷下」という、並々ならぬ決意を以て京都に  
向かう。

大久保相摸守昨日十七日京着、藤堂和泉守屋形に宿す、

京大坂之伴天連宗迷惑此事也。伴天連師匠寺有二箇所、  
右之内西京寺は被焼払、四条町中に可有之寺は、厭  
類火こはちて被火付、師匠二人は無構家財西国へ  
退、

京都では二つの教会堂が破壊され、摘発した信者を、見せし  
めのために依詰めにして拷問を加えるなどしている。

ところで、大久保長安不正事件で窮地に立っていた忠隣  
は、更に叛逆の訴えに遭っており、キリシタン追放の総奉行  
拜命を「如ストハ夢ニモ不知、奉畏」というように受け取っ  
ていた。その彼が、慶長十九年（二六一四）正月晦日には改易  
されている。これは忠隣が、本多正信・正純父子との政争に  
敗北したことを物語っている。

すなわち、忠隣を江戸から離れた京都で改易処分にする意  
図と、大坂の陣を控えてキリシタンと反幕府勢力との結び付  
きを断っておこうとする意図が察せられるのである。イエズ  
ス会側でも、

將軍がこの武將をキリシタン迫害の為派遣したと云うの  
は、それは外的な名目で、実は彼の犯した過失の為無關

に血を流すことを好まない將軍は、多くの殺生なしに、この武將の大きな禄をはぎ取り、大變重要な一つの城を没収しようと云うのが、本當のそして主な意向であつたと分析していた。

この慶長末年のキリシタン迫害の際には、棄教を目的にした信者名簿が作られた。

此の追放令の最初のきざし且つは結果として、將軍は都に住む全キリシタンの名簿作製を命じました。続いて、大坂、伏見、堺の各奉行も上命により、同じ名簿を作り上げました。京の町では、例の名簿の作製は昨一六一三年十二月廿七日(太陽曆)に着手されました。

更に注目すべきは、信者以外の者についても宗派別の名簿を作る計画があつたことである。

キリシタンの動搖をさける為であつたか、それとも各宗派に属する者の数を調べたかつたのか、兎に角、異教徒も皆宗派別に名簿に記入すべしとの命でした。併しながら異教徒の名簿はその日限りで中止され、翌日からはキリシタンののみとなりました。

これは実現されていれば、まさに宗盲人別帳の体裁をなすものが出来上がったに相違ない。

幕府は慶長十三年(一六〇八)から元和元年(一六一五)にかけて、集中的に諸寺院法度を発布している。キリシタン取締りと仏教統制を同時に遂行しようとしたとは考えられないだ

ろうか。

異教徒の名簿作りが中止された理由は明らかにし得ないが、「各宗派に属する者の数を調べたかつたのか」という宣教師の報告は、あながち憶測とは言い切れないように思う。

またこのとき、寺請制が創始されている。片桐且元書状のなかで、

宗師之者共ころひ候て別之宗旨に成替、今之師匠之手形取申候ハ被成御免候、

とあり、転宗者に対して、新しく帰依した宗派の手形を徴したことが知られる。京都では所司代板倉勝重、大坂では片桐且元がキリシタン転宗に携わっている。

宣教師側の史料では、

一方キリシタンの教えを転んだ者は、日本在来の宗旨の中から、どれでも好きなもの一つ選んでそれに帰衣すべく、又すぐ様僧侶の一人を選んで教えの師匠となし、両者の間に師弟の契約書を取りかわすべしと命じてありました。

と、寺請の内容を具体的に伝えている。

京都には、

今度御町衆御いけんニ付而我等法をかへ申、則本能寺へ参申候、すこしもいつわりニてハ無御座候。若上ヨリ御尋被成候ハ、何時成共たのミ申候出家ヲめしつれ、御ことわり可申上候。為其後日状如件。

(慶長十八年)  
丑

十二月十九日

久八(花押)

たひや町

惣中さま参<sup>⑩</sup>

町衆の意見に従って転宗し、本能寺を旦那寺に頼んでいる証文が残る。翌慶長十九年(一六一四)正月十三日の久八身許請状<sup>⑪</sup>には、中村加兵衛外二名が請人に立っている。

この慶長末年のキリシタン迫害は、続く大坂の陣を見越して、反幕府勢力と京坂キリシタンの結託を防ぐ意味を持ち、制度的には寺請制の創始がみられ、更には宗盲人別帳様のものを作る計画があつたことを特記すべきであろう。

## 2 大坂の陣とキリシタン

果たして大坂の陣が始まると、秀頼方には多数のキリシタンが参加した。

随って秀頼の陣中には六流の十字架の旗が翻って居た。<sup>⑫</sup>とイエズス会は伝え、聖ドミニコ会は、

秀頼の軍勢は夥しい追放者、および秀頼の勝利を希望して参加した多数のキリシタンで日ましに増加していった。

秀頼には三人の勇敢な武将、異教徒の真田与市 Sanada

Yorichi〔左衛門佐幸村〕、キリシタンの明石掃部 Acaxi

Canon および棄教者の後藤又兵衛 Goto Marabioye

〔基次〕が加わつた。<sup>⑬</sup>

と報告している。宣教師たちもまた、陣中のキリシタンの告解を聞き、戦死者の埋葬に立ち合つたりするために戦火の中に在つたのである。

秀頼方とキリシタンの関係については、「秀頼は常にキリシタンに好意を持って居たので」と婉曲に述べたものもあるが、

すべての人々が秀頼の勝利を望んだのは、秀頼が日本におけるキリスト教の自由な布教と多数の教会建設を約束していたからである。<sup>⑭</sup>

キリシタン参戦の裏には、何か密約があつたとも考えられる。大坂の陣後は、豊臣残党狩りが厳しく、キリシタンの潜伏も困難となつて来る。

上方の宣教師は次の如く言つて来た。「(略)我等の唯一の気遣いは宿主を危険にあわせることである。大坂戦の結果、隠家が少くなつた。なぜならば内府はまた秀頼に加担した人を見付ける為すべての国に搜索する命令を出したからで、いよゝゝ窮屈になつて来た。(以下略)<sup>⑮</sup>」

## 3 元和五年の殉教

元和三年(一六一七)十一月には、所司代板倉勝重の「伴天



連宗旨隠置者聞出し次第、一町共ニ可為曲事条弥可申触候事」  
に対して町中連判し、キリシタン信者を隠匿する者を告発す  
べき義務を共担した。<sup>⑧</sup>

しかし、キリシタンは尚町中に潜んでおり、元和五年（一  
六一九）八月、京都で五十二人のキリシタンが処刑されてい  
る。

（元和五年八月）

廿九日 晴（中略）次ダイウス門徒七条河原ニテ火アブリ

六十五・六人御成敗也、男女子共已下如此、見物群集不  
及是非義也、

この頃、將軍秀忠は上落して伏見城に居る。京都でのキリ  
シタン信者の火刑は、新政権の力の誇示でもあったろう。

#### 4 褒賞制

元和八年（一六二二）には、京都所司代板倉重宗から町触と  
して、牢人隠匿や新寺建立の禁止等と共に、

一はてれん門徒停止之事<sup>（8条）</sup>

右此徒党、露頭次第之処死罪者也。至て嚴重之制法、

先年自就彼門徒町中に在之者、早速可申出、褒美可遣。

若隠置、他所より申出者、其町中可為同罪事。<sup>⑨</sup>

と通達があり、褒賞額は記されていないが、キリシタン密告  
を奨励し、褒美を約束している。

以上、慶長、元和期の京坂のキリシタン政策は、幕令にす  
ぐさま対応して迫害が始まり、禁教諸制度の萌芽をみたこと

が特徴である。キリシタン取締りと反幕府勢力の否定を同時  
に遂行している。

ちなみに、京都市内に残るキリシタン墓碑のうち没年の明  
らかなものは、慶長十八年（一六一三）で姿を消す。<sup>⑩</sup>北摂地域  
の墓碑についても同様である。<sup>⑪</sup>墓あばきまでは行なわれなか  
ったものの、十字架やキリシタン名を刻んだ墓碑の建立は以  
後出来なくなったのだろう。

#### 註

- ① 「当代記」『史籍雑纂』二、195頁
- ② 「当代記」『史籍雑纂』二、195頁
- ③ 「吉利支丹物語」『続々群書類従』第十二輯宗教部、541頁
- ④ 「大久保家記別集」『大日本史料』第十二編之一三、192頁
- ⑤ 濱口庄八訳「一六一四年イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、12頁
- ⑥ 濱口庄八訳「一六一四年イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、5頁
- ⑦ 濱口庄八訳「一六一四年イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、9頁
- ⑧ 吉田平四郎氏所蔵文書『大日本史料』第十二編之三補遺、35頁
- ⑨ 『本光國師日記』二、206～207頁
- ⑩ 濱口庄八訳「一六一四年イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、23頁

⑪ 京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東雨家文書707

⑫京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東南家文書706

⑬浦川和三郎訳「一六一五・六年度イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、49頁

⑭井手勝美訳『オルフアネール日本キリシタン教会史』、153頁

⑮浦川和三郎訳「一六一五・六年度イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、47頁

⑯井手勝美訳『オルフアネール日本キリシタン教会史』、153頁

⑰浦川和三郎訳「一六一五・六年度イエズス会年報」『純心女子短期大学紀要』3、52頁

⑱秋山国三『近世京都町組発達史』、167頁

⑲『舜旧記』五、169頁、但し人数は誤り、

⑳京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東南家文書711

㉑『京都の歴史』4、186頁

㉒『茨木市史』、356頁

### 三 寛永期

#### 1 第一期(寛永十年まで)

既に述べたように、寛永期にはキリシタン禁教のための諸制度が成立してくる。

京都・大坂においては、慶長・元和期に始まったころび者の寺請が一般にも行なわれるようになり、広範な宗門改が実施されて、宗盲人別帳が作成されている。

その過程を、第一期寛永十年(一六三三)まで、第二期寛永

十一、二年(一六三四、五)頃、第三期寛永十六年(一六三九)以降の三期に区切り、検討してみよう。

第一期の画期は寛永八年(一六三二)と思われる。

御改被成候吉利支丹之儀ニ付、たひや町伝左衛門と申仁、右之御改被成候。我等たんなにて御座候。自然公儀より御尋被成候者、我等罷出相さはき可申候。拾人組御町中へも御なん懸申間敷候。仍後日状如件。

本能寺内

寛永八年十月十日

詮立坊(花押)

たひや町惣中

参<sup>①</sup>

これを以て、一般人を対象とした寺請と解釈する向きもあるが、伝左衛門が詮立坊檀那となったのは、キリシタン「御改被成候」である。加えて同じ東南家所蔵文書のなかに、寛永十二年(一六三五)十月、綾小路通たひや町伝左衛門の「今度牛買申候て御尋ニ付申上候」という下書があつて、「我々ハ右ハ吉支丹之ころびものニ而ハ御座候へ共、何年之御法度ニ付ころひ申候。今程ハ法花宗ニ而本能寺仙龍坊旦那ニ而御座候。」とあることから、伝左衛門は転宗者であると推察される。キリシタンの存在は「拾人組」や「町中」にとつて「御なん」であつた。

周辺の村落においても、

以上

急度申遣候、此以前度々申触候、於在々牢人井たいうす  
門徒拘留候儀、堅御法度事候間、自今以後拘留間敷候。

自然由断及隱置候ハ、其一在所可為曲事候。弥可得其  
意候。当村内寺庵在之ハ、此儀能々可申渡候。就中新地  
ニ寺を立、寺号院号为私付置儀、御法度之事候間、是又  
可申触者也。

寛永八年

閏十月廿日

周防國

白川

下鴨 奈ヶ崎

(十カ村略)

右庄屋

百姓中

所司代板倉重宗が、元和八年(一六二二)令を繰り返すように  
触を出している。牢人とキリシタンの拘留嚴禁は「此以前度  
々申触」れられていた。

フランシスコ会神父の報告をみると、

(寛永八年)

一六三一年の暮れ、全般的でしかも猛烈な迫害が起こつ

た。(略)京都、伏見、大阪、堺の四つの町では、信徒に

隠れ家を提供することは死罪をもって嚴禁され、このこ

とは公に布告されていた。(略)自分の家を所有していた

信者たちのほとんどは信仰を棄てた。しかし、小さな借

屋住まいの貧しい信徒たちは、かかわり合いを恐れる異

教徒の金持ちから体よく追い出された。<sup>⑤</sup>  
とあり、都市に多い借屋人層の苦難が窺える。

大坂においては、充分史料の性格を考慮せねばならないが、  
難波村預りとなった「道頓堀乞食之内吉利支丹ころひ男女共  
拾人」<sup>⑥</sup>はすべて、寛永八年に転宗している。

また、寛永十二年(一六三五)の転宗者の俗請証文が残り、

「七右衛門と申もの、四年以前迄きり志たんニ御座候へ共、

ころび申故」<sup>⑦</sup>とあつて、遡つて寛永八年の棄教と推測される。

この寛永八年の京坂の厳しいキリシタン取締りの影響の下、  
紀州藩ではこの年宗門改が開始されたという。<sup>⑧</sup>

翌寛永九年(一六三二)にも、京都所司代は「牢人井たいう  
す門徒拘留儀、堅御法度」と触を出している。

寛永十年(一六三三)十一月五日の「河州石川郡之内新堂村

五人組之帳」前書では、早くも、

一きりしたんの宗旨のもの御座候ハ、即刻可申上候、  
<sup>(7条)</sup>

同宗旨の者ニ一夜の宿をも借し申間敷事、

と、五人組の連帯責任で、キリシタンの信仰と信者の隠匿禁  
止を誓わせている。

## 2 第二期(寛永十一、二年)

寛永十一、二年(一六三四、五)は、キリシタン禁教政策の  
一大画期である。特に十二年は、以後、一般に五人組と寺請  
の全国的な家並宗門人別改が実施されていく年となる。

京・大坂においては如何であつたらう。

寛永十一年正月、河州丹北郡更池村「定条」には、

<sup>(2条)</sup>一牢人并きりしたん、村中隱置申聞敷事

と記されている。

同年には、一般に対する宗旨手形が作られる。すなわち、

「大坂三郷町中御取立承伝記」中「往古之宗旨手形之事」として、

大工町三丁目箇弥五左衛門殿宗旨者本願寺門徒ニ而御座候、

則夫婦女子式人已上四人共、我等之旦那ニ而御入候、為其

一札如此候、

寛永十一年 内本町橋ヨリ三丁目

戊五月廿八日

安養寺

正順書判

御町江參<sup>④</sup>

と、記録されている。全国的実施の前年には、転宗者以外の一般民衆についても寺請を行なつていたのである。

が、執拗なキリシタン取締りの網を潜つて、尚上方には信者が潜伏していた。

以上

一筆申入候、従長崎伴天連の訴人有之付て、松平周防守、永井日向守、片桐出雲守知行所にて、伴天連とらへ候由申来候、然は右の党類上方に可有之候間、大坂町中其外在々所々、堅致穿鑿、急度可相改由被仰出候、此旨御料

私領中江も、能々可被相達候、恐々謹言、

<sup>(寛永十一年)</sup>九月十日

堀田加賀守正盛判

阿部豊後守忠秋判

松平伊豆守信綱判

土井大炊頭利勝判

阿部備中守殿

久貝因幡守殿

曾我又左衛門殿<sup>⑥</sup>

老中より大坂城番阿部正次及び大坂町奉行久貝、曾我両名に、大坂町中は勿論、上方の直轄領私領のキリシタン穿鑿を命じている。

この命に依じて、厳しい取り調べが行なわれたのであろう。河州交野郡寺村、森村では、「御約束申一札之事」として仏寺の門徒である旨誓っているが、「如此御穿鑿不浅候故、判形之儀頼入候<sup>④</sup>」という具合に、一般の人々も安穩では居られず、住持の判形を求めたのであった。

京都でも寛永十一年(一六三四)には、

一切支丹改之儀者 寛永十一年板倉周防守殿山城国中被相改<sup>⑤</sup>、

惣国改が実行されている。この年の国中改は、一般の人々もすべて、旦那寺から宗旨手形を取ることに、他国者についても俄頼みの旦那寺でないことや先祖の宗旨を調べることで等が義務付けられた。また、行く宛のないキリシタンが、家族単位

で流浪している様も伝わる。

小括すると、京・大坂では寺請等の全国的実施に先駆けて、寛永十一年（一六三四）には一般に対する宗旨改、寺請がかなり厳密に行なわれていることが指摘されよう。

翌寛永十二年（一六三五）、老中酒井忠勝は若狭小浜の国許に、宗旨改は「京大坂改様」を手本にせよと命じている程である。

この年十月、所司代板倉重宗はいわゆる南蛮誓詞を、「禁裏・仙洞・女院内衆・公家門跡内衆」から町人・百姓・召仕に至るまで、転びキリシタンに限らず、すべての者から徴収した。<sup>⑩</sup>すなわち、

吉利支丹ころひ申じゆらめんと<sup>(1条)</sup>の事

一我々何年より何年まできりしたんにて御座候へ共、

何年の御法度よりころひ申候事、うたかひ無之候。今程な<sup>(2条)</sup>の宗体にて御座候。

一吉利支丹宗旨ニ成此前方ねかひ申事、今に後悔にて御

座候間、後々末代きりしたんに立帰る事仕間敷候。同

妻子けんぞく他人へも其すゝめ仕間敷候。自然何方より伴天連参こんひ<sup>(告解)</sup>さんのすすめなすと云共、此書物判

をいたし申上ハ、其儀かつて以妄念にもをこし取あつかう事に同心いたすましく候。もとのきりしたんに立帰るにをいてハ、じゆらめんとの起請文以て是をてつする者也。

一上ニハ天公でうすさんたまりやははしめたてまつりも<sup>(3条)</sup>

ろくくのあんじよの蒙御罰、死てはいんへるのと云<sup>(天徳)</sup>於<sup>Itano (地獄)</sup>

獄所諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱のくるしみを請、<sup>Larato (ハセン病患者ラザロ)</sup>

重而又現世にてハ追付らさるにたり人に白癩黒癩とよ

ハるへき者也。仍おそろしきしゆらめんと如件。

寛永拾貳年 何々村 ころひ

右三ヶ条ハころひ候きりしたんに書也。取可申奥二ヶ

条ハ惣様百姓共井召仕候者迄書也。庄屋所ニ請取置可

申者也。

亥十月十日 周防廻

東塩小路

庄屋

百姓中<sup>⑩</sup>

長文にわたったが、これが南蛮誓詞の雛形である。奥書にあるように、転宗者は全三ヶ条を書いて再びキリシタンに戻らないことを誓い、「惣様百姓共井召仕候者迄」信者以外のすべての者は奥二ヶ条を提出した。

信仰して来たキリスト教の神の名にかけて棄教を誓うことは、日本の神仏に起請するより一層効果的で、キリスト教との決定的な訣別となったことであろう。この南蛮誓詞が、キ

リシタンに詳しい板倉重宗の創作であるのか、ころび伴天連沢野忠庵あたりの発想なのかははっきりしない。

南蛮誓詞徴収の命を受けて、宗旨人別帳の先駆的形態とも言うべき冊子が作成されている。「吉利支丹宗旨にて無之一札」と題し、前掲の南蛮誓詞奥二カ条を前書として、

寛永拾貳年

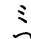
六角町

十月

清兵衛(花押)

たけ <印>

母

みつ  

内

かめ 

子八兵衛(花押)

久七(花押)

弟庄二郎(花押)

やな 

おい甚三郎(花押)

(以下略)

と、連署押印部分が続く。四十一家三百十三人が、上段は家長を先頭に町人の家族、下段はその家の下人達、そして町人も家持と借屋衆とに明確に区別されて記されている。宗旨こそ書かれていないが、家と人が確実に把握されているのである。

その奥書には、「吉利支丹起請文書物、家持借屋妻子下人迄、町中家内ニ居申者之分卷人も不残」とあり、徹底した家並宗旨改の程度に注目したい。

同冊子には「吉利支丹褒美之事」と、褒賞額を載せた訴人

褒賞規定があり、「銀子并伴天連之家屋敷可被下」となっている。同日付、褒賞額同額の規定が、大坂町奉行からも出され、河州錦部郡観心寺領に残る。が、都市部でないせいか、褒美は銀子のみで、家屋敷の文言はない。

寛永十三年(一六三六)二月の京都町触には、(1)キリシタン穿鑿を油断なく行なうこと、(2)ころびものの書付作成、(3)キリシタンが医者を装って隠れているので心得ること、(4)耕作をしない不審な者を召連れること、(5)道橋の保全を、山城國中に命じている。

信者摘発、迫害の段階を過ぎて、転宗者の管理に乗り出し、農村の支配強化に目を転じる時期に來たようだ。

第二期寛永十一、二年には、全国的政策に先んじて一般の寺請、宗旨改を行ない、その嚴重さ、緻密さを以て、京・大坂のキリシタンは、ほぼ一掃されたと言つてよからう。

### 3 第三期(寛永十六年以降)

島原・天草の乱は、京坂キリシタン禁教政策に特に転機を与えるものではなかったが、邪教観は強まり、取締りは厳しさを増した。

かつて高山右近が領した高槻辺には、まだ信仰を棄てない者がいたらしく、老中連署奉書を以て穿鑿が命じられている。寛永十六年(一六三九)を第三の画期とするのは、この年京坂でも宗旨人別帳が作られているからである。

現存する最古の宗旨人別帳は、寛永十一年（一六三四）の長崎平戸町、横瀬浦町のものと言われ、人別に宗旨と旦那寺の記入があり、男女別に人数合計を出している。それに次ぐのが寛永十五年（一六三八）美濃のものと言われるから、十六年の作成は比較的早い方の部類である。

大坂菊屋町の「寛永十六年宗旨御改之帳」を検討してみよう。

前書の部分では、キリシタンに家を貸さぬこと、他所よりの借屋人は宗旨を改め、寺請をさせること、牢人に宿を貸すこと等を禁じている。この牢人に対する条項は万治二年（一六五九）、寛文元年（一六六一）の宗旨人別帳ではなくなっている。

記載様式は、

一旦那寺	本願寺下	西宝寺	きくや	友知
		同寺		女房
		同形		子すて
		同寺		孫市兵衛
		同寺		うば
		同寺	下人源	
		(以下略) <sup>②</sup>		

家每人毎に宗派、旦那寺まで確定されているが、家持と借屋人の区別はなく、人数の合計を欠いている。少々整備の余地は残るが、ほぼ完璧な宗旨人別帳と言ってよい。

大坂菊屋町は都市部であるが、同年六月には摂州島上郡高浜村でも宗旨人別帳が作られている。先立つこと二月に、板倉重宗が「宗旨を書付」け、

一其在所男女共ニ人数何程并家数共ニ帳ニ作り、庄屋肝煎判形仕、此方へも差上郷中ニも置可申事、

と、帳面化することを命じ、

一家主 又兵衛

此家ニ居申候人数<sup>③</sup>

雛形も添えられている。

六月には「摂州御知行所吉利支丹改之帳」として提出している。

一家主

<sup>柳宗</sup> 六右衛門此家ノ人数

老人女房

老人男子

合三人

(以下略)<sup>④</sup>

家主を先頭にその宗旨、家内の内訳、人数合計、場合によって、縁付、養子の状況も記してあるが、家内の名前は省いている。

同じく寛永十六年、京都では、他所から来た者について、身元を確かめ、請人を取るよう通達している。<sup>⑤</sup>都市では人の出入りを監視することが必要不可欠であった。

家屋敷を買取る場合にも、請人を立てて証文を提出した。

一寿正院屋敷、久左衛門と申仁、買申候。此人御法度之  
牢人ニてもきりしたんニ而も無之候。一段髓ニ成人ニテ  
御座候。則下京奈良も下俵屋町之人ニ而御座候。宗旨ハ  
浄土宗ニ而御座候。但女房衆ハにしき之小路中ノ魚之棚  
之生れ、宗旨ハ法花宗ニ而御座候。夫婦子共ニ吉利支丹  
えころひ人ニ而も無之候。御町之御法度万事相背申間  
敷候。為其仍後日之請狀如件。 請人

寛永十一年

仏光寺東大黒屋町忠兵衛團

きのへ申ノ八月三日

買主

久左衛門<sup>㊦</sup>

御町中様参<sup>㊧</sup>

牢人でもなく、キリシタンでも転びでもないことを証明して始  
めて、町内に居住することを許可されるのであった。

村落でも、寛永二十一年（一六四四）、

<sup>(7参)</sup>一吉利支丹宗門之儀、前簾申越候通、弥可申付、郷中に

有之行人、乞食迄、不審成ものを念を入相改可申事、<sup>㊨</sup>

と申渡し、不審な者すべてを警戒した。

寛永十六年以降の特色は、第一に宗盲人別帳の出現であり、  
町や村から徹底的に牢人、キリシタンを締出す方向であろう。

#### 4 京都所司代と大坂町奉行

寛文四年（一六六四）に、専門の宗門改役が設置されるまで  
は、西日本のキリシタン政策には長崎奉行が重要な役割を演

じていた。<sup>㊩</sup>

京都所司代及び大坂町奉行については、どうであったろう。  
畿内キリシタン禁制に関して優越した権限を有していたのだ  
ろうか。

京・大坂のキリシタン政策は、幕府直轄都市として幕令に  
対応する以前に、幕府の意図を先取りする格好で進められて  
いる。

例えば、いわゆる南蛮誓詞の神文には数種の別があり、そ  
れは京都の板倉周防守系と長崎の竹中采女系のもの等に大別  
出来る<sup>㊪</sup>と言う。周防守系の南蛮誓詞の分布等は具体的な指標  
になるかと思われる。

また、寛永十五年（一六三八）に紀州伊都郡名倉村でキリシ  
タンが発覚したとき、紀州藩家老は京都所司代板倉重宗と連  
絡をとりながら取締りを行なった<sup>㊫</sup>と言う。

大坂町奉行に関しては、先に記したように寛永十一年（一  
六三四）老中奉書に、キリシタン穿鑿について上方での指導  
的優位を記している。

更に、鎮国完成の後、西国沿海の諸大名にポルトガル船来  
航のときは、長崎奉行と大坂町奉行へ注進することを命じ、<sup>㊬</sup>  
大坂町奉行には、沿海防備のため手薄になった諸大名領国で、  
再びキリシタンが徒党を組んで決起した場合の処置を示して  
いる。<sup>㊭</sup>

京都所司代及び大坂町奉行には、長崎奉行のように、キリ



シタン問題を通して他領に介入するような職権は認められな  
い。

が、板倉父子にしろ、長崎奉行を務めた曾我古祐にしろ、  
キリシタンに関する知識は相当のものであったと思われる。

上方のキリシタン対策については、京都所司代、大坂町奉  
行の指導的役割が指摘出来るだろう。

### 註

- ①京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東南家文書 729
- ②清水紘一『キリシタン禁制史』、182頁
- ③京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東南家文書 731
- ④京都市歴史資料館所蔵、山科区荻野家文書 A-1
- ⑤トマス・オイテンブルク著、石井建吾訳『十六・十七世紀  
コ会士たち』、259～260頁
- ⑥岡本良一・内田九州男編『道頓堀非人関係文書』上巻、2頁
- ⑦『島本町史』資料編、137頁
- ⑧播磨良紀「紀州藩における宗門改制度の成立について」『和歌山地  
方史研究』6、15頁
- ⑨京都市歴史資料館所蔵、山科区荻野家文書 A-1
- ⑩『富田林市史』第4巻史料編1、240頁
- ⑪『松原市史』第3巻史料編1、711頁
- ⑫『大阪市史』第五、23頁
- ⑬『通航一覽』五、179頁
- ⑭『交野市史』口絵写真、森村分は311～312頁
- ⑮『京都御役所向大概覚書』上巻、370頁

- ⑯京都市歴史資料館所蔵、山科区荻野家文書 A-1
- ⑰蘆田伊人「『切支丹改め』開始年代を確定する一史料」『歴史地理』  
65-2、79頁
- ⑱海老沢有道「南蛮誓詞の下限」『日本歴史』116号
- ⑲京都市歴史資料館所蔵、下京区若山家文書 A-c
- ⑳京都市歴史資料館所蔵、中京区北観音山町文書 B-c-1
- ㉑『河内長野市史』第六巻史料編三、588頁
- ㉒京都市歴史資料館所蔵、山科区荻野家文書 A-1-1
- ㉓『茨木市史』、47～48頁
- ㉔阪本平一郎、宮本又次著『大坂菊屋町宗目別帳』第一巻、1～4頁
- ㉕『島本町史』史料編、113～114頁
- ㉖『島本町史』史料編、137～113頁
- ㉗京都市歴史資料館所蔵、山科区荻野家文書 A-1
- ㉘京都市歴史資料館所蔵、下京区足袋屋町東南家文書 738
- ㉙『松原市史』第3巻史料編1、715～716頁
- ㉚清水紘一「近世初頭長崎奉行の一考察」『中央史学』創刊号
- ㉛海老沢有道「南蛮誓詞の下限」『日本歴史』116号
- ㉜播磨良紀「紀州藩における宗門改制度の成立について」『和歌山地  
方史研究』6、15頁
- ㉝『通航一覽』五、179頁
- ㉞『通航一覽』八、451頁
- ㉟『通航一覽』八、455頁

### むすび

京都・大坂のキリシタン禁教政策が、幕令に忠実に展開され、

或いはその意図を先取りして実行されたことを指摘し得たことと思う。

また、キリシタン根絶と共に牢人取締りも幕藩体制確立期の重要課題であった。借屋人層の把握、管理も都市ならではの政策である。すなわち、キリシタン禁教政策のみが独り歩きましたのではなく、幕政初期のあらゆる問題を巧妙にからめながら、支配に向かったのである。

長崎奉行の、キリシタン問題に対する権限程は考えられぬまでも、京都所司代、大坂町奉行の指導的立場も認めてよいかと思う。

当地域での禁教政策は、島原・天草の乱を契機に展開したような生温いものではなく、大坂の陣を控えて、キリシタンと反幕勢力の結託を怖れた幕府が、大久保忠隣を上洛させたときから始まっていた。

江戸に対峙する京都・大坂という意識は充分にあったと思われるし、当地域におけるキリシタン取締りや人民統治は、幕威の浸透をもたらしたことであろう。

キリシタンを梃子に上方の支配を強化し、禁教を理由に民衆を相互監視させるという方法で、幕政を安定させたのである。

近世国家は、外には、神国日本と相容れないという思想的事由でキリシタンを拒絶し、国を閉ざした。そして内には、国を奪う邪教であると思ひ知らせた。そうすることによって

近世国家は、自らを成り立たせ、確立していったと言えまいか。

本稿は、京坂のキリシタン史料という、わずかに残ったものから、事実関係を拾い出してみたに過ぎない。

肝心の京・大坂周辺の畿内近国との比較、考察が欠落してしまつた等、多くの欠点を省みながら、茫洋としていた京・大坂キリシタンの有様が少しは自分自身で思い描けるようになったという収穫を得て、考察を終える。

〈付記〉本稿は昭和五十八年度提出の修士論文を、発表用

に書き直したものである。

御指導下さいました有坂隆道教授、津田秀夫教授、そして数多の諸兄の御助言に深く感謝致します。

(大阪府史料調査会、